

羽生市建設工事総合評価落札方式執行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約において、価格その他の条件が市にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）を執行するに当たり、法令、他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、市長が選定するものとする。

2 対象工事は、羽生市工事請負業者等指名委員会規程（昭和47年訓令第1号）に規定する羽生市工事請負業者等指名委員会の審議を経て、選定するものとする。

(総合評価の方法)

第3条 市長は、対象工事の目的及び内容に応じ、総合評価落札方式の選択、工事価格以外の評価対象とする項目（以下「評価項目」という。）及び評価の方法を定めるものとする。

(評価項目の選定等)

第4条 市長は、対象工事の入札における総合評価方式の選択、評価項目の選定、配点の設定等について羽生市建設工事に係る技術審査会設置要綱（平成19年訓令第14号）に規定する羽生市建設工事に係る技術審査会に諮るものとする。

(学識経験者の意見の聴取)

第5条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関し2人以上の学識経験者の意見をあらかじめ聴かなければならない。

(1) 総合評価方式による入札を行おうとするとき

総合評価方式による入札を行うことの適否

(2) 総合評価方式において落札者を決定しようとするとき

予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なもの決定

(3) 落札者決定基準を定めようとするとき

当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

2 前項の学識経験者は、市長が選定するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の執行に当たり必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年10月15日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。